社労士ニュース 平成 24年 4月 16日(月) 2012年 4月号発行

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決 河原社会保険労務士事務所

> 紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士 (特定社会保険労務士) 河原 精市

> > 埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

社長、

あなたの会社の社員寮の管理人の給料 35 万円は、払いすぎですよ!

0質問

弊社は従業員 200 名の自動車部品製造業ですが、期間従業員用の社員寮 1 棟を所有し、常勤の管理人 1 名が住み込みで管理しています。業務内容は、朝晩は従業員の出退勤チェック、給食業者との連絡等で、昼間は郵便物や宅急便の受取り、簡単な寮設備の点検、電話番等です。そのため、拘束時間は 8:00 から 24:00 と長いのですが、

実作業時間は7時間15分で他は手待ち時間8時間45分となっています。

このような働き方の場合、午後10時から

午後 12 時までの深夜労働を含めて月給 35 万円は払いすぎですか。払いすぎというのであれば、なぜ払いすぎなのかを具体的な数値で説明してください。

A答え

社員寮を管理する人の働き方は断続的労働と呼ばれるもので、一定の基準に当てはまる場合に、労働時間、休憩時間、休日に関する規定が除外されます。(労基法 41 条の 3 項) そして、この場合、労働基準監督署(以下労基署という)に届出を行い、許可を得ることになります。

その社員寮管理人の許可基準は

「休憩時間は少ないが手待ち時間が多く、作業時間と手待ち時間が折半程度か、これ以上に手待ち時間が多く、作業時間が一日8時間を超えないこと。また、断続的労働と通常の労働が一日の中で混在したり、日によって反覆したりしないこと」です。

労基署への手続きとして、

まず、「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」(様式 14 号) に労働の態様 を客観的に裏付ける資料(1 日の勤務時間の記録、月間の業務スケジュール等) を添付する必要が あります。

つぎに、軽易な業務に従事する者(断続的労働に従事する者)に対しては、最低賃金法第7条の4項により最低賃金の減額特例が適用されますので、最低賃金よりも低い賃金設定が可能です。その際、

最低賃金の減額特例許可申請を行う必要があります。正確な名称は、「断続的労働に従事する者の 最低賃金の減額の特例許可申請書」(様式5号)です。

では、**管理人の給料 35 万円は、なぜ払いすぎか**を計算式を挙げて説明します。

まず、設定条件を整理します。

勤務開始を8時、勤務終了を午後12時(拘束時間数は16時間)にするとします。 (断続的労働に対しての拘束時間は、通達1639号で16時間以内と決められています。) 最低賃金の減額の特例許可申請書の項目の8番目に記入しなければならない 実作業時間数と手待ち時間数を

7:15と8:45とします。

(計算をやり易くする為に分を時間に換算します)

7:15 は 7.25 、8:45 は 8.75 となります。

拘束時間=実作業時間+手待ち労働時間

16 時間 = 7.25 + 8.75

次に減額できる率の上限となる数値の一般式は①のようになります。(値は、パーセントになります。)

(1)式

手待ち時間数
$$imes rac{40}{100} imes 100$$
一日の拘束時間数

この①式を今回の事例に当てはめます。

$$\frac{8.75 \times \frac{40}{100}}{16} \times 100 = 21.8\%$$

この①式は、減額できる割合の上限を示しています。つまり減額率は、21.8%ということになります。 ここで、具体例で考えます。

埼玉県の最低賃金 759 円(2011 年 10 月)で、仮に 21.8%の減額率を採用するとします。(減額率は実作業時間 7.25 時間の場合、21.8%以下でなければならない。そして、事業主はその数値以下の数値を設定することができます。)

759 円 × 0.218 = 165.46 円 = 165 円

759 円-165 円=594 円

つまり、断続的労働の1時間当たりの賃金は、594円ということになります。

(手待ち時間の1時間当たりの賃金が 594円ということでは、ありません。)

その上で、一日当たりの賃金を計算すると、

一日の賃金額は

594 円×16 時間十

594 円×0.25×2 時間深夜時間

=9504 円 +297 円

=9801 円

ここで、疑問に感じる人もいると思いますので再度説明をします。断続的労働の場合、実作業時間も 594 円で計算をするということになります。だから、 594 円×16 時間ということなのです。そこで、 1 か月の賃金は 、

9801×30 日=29 万 4030 円になります。

以上の理由から、

「社長、月収35万円は払いすぎです。」ということが言えるのです。